② 津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

③ 地方公共団体は、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行う。

⑶ 災害復旧・復興関連

① 広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない災害廃棄物の処分方法を検討する。

② 地方公共団体は、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。

5．風水害対策編において、主に次の内容を規定した。

① 特定の大規模水害について、国は、対策のマスタープランである大規模水害対策大綱を策定する。

② 気象庁は、地方公共団体における迅速かつ適切な避難勧告等の発令及び避難誘導の判断等に資するよう、警報等の伝達内容についてあらかじめ検討する。

6．火山災害対策編において、主に次の内容を規定した。

国及び地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、火山ハザードマップの整備を推進する。

7．雪害対策編において、主に次の内容を規定した。

地方公共団体等は、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進するとともに、技術指導や講習会、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進等を図る。

8．防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項において、主に次の内容を規定した。

① 「津波災害の予防に関する事項」を加え、その内容として、津波に対する警戒区域の情報の公表、津波警報等の発表・伝達、津波避難ビル・海岸保全施設等の整備に関する計画を規定した。

② 「文化財の災害予防措置に関する事項」の内容として、重要文化財建造物及びその周辺地域を一体的に捉えた延焼防止を加えた。

9．自然災害対策各編等において、主に次の内容を規定した。

⑴ 災害予防関連

① 国及び地方公共団体は、大災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

② 国及び地方公共団体は、災害から得られた知見や教訓を諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

③ 国、地方公共団体等の防災関係機関は、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

④ 国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

⑤ 首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するなど、帰宅困難者対策を行う。

⑥ 国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

⑦ 国は、大規模な災害が発生し、被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを構築する。

⑵ 災害応急対策関連

① 市町村は、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

② 災害の発生時には、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。

③ 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

④ 国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

⑤ 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。さらに、避難場所の運営における女性の参画及び女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

⑥ 地方公共団体は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

⑦ 資源エネルギー庁は、必要に応じ、燃料について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。

⑧ 警察等は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り等に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

⑨ 国土交通省等は、河道閉塞等による土石流等の危険が認められる状況において、調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

⑶ 災害復旧・復興関連

① 地方公共団体は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、指導・助言する。

② 国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。

③ 市町村は、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。

技術士となる資格に関する認定

技術士法（昭和58年法律第25号）第31条の２第１項の規定により、次の者に対し、技術士となる資格に関する認定をしたので、技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第13条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 24 年１月 13 日

文部科学大臣　中川　正春

氏名　SEEKKUARACHCHI ISURU NISHANTHA

技術部門　化学部門

法　務

公証人任免

大阪法務局所属公証人辻本三代太郎は願により公証人を免ぜられた。

吉浦正明は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人辻本三代太郎の後任を命ぜられた。（以上一月五日）（法務省）

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成24年１月12日をもって満了した。

平成 24 年１月 13 日

人事院人材局企画課長　福田　紀夫

記

平成22年度航空管制官採用試験

平成22年度航空保安大学校学生採用試験